

福岡県公報

平成三十年九月十八日
第四千二十七号
増刊
①

目次

規則 (第三十九号・第四十号)

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………一

○福岡県職員住宅貸付規則の一部を改正する規則 (総務事務厚生課) ……………六五

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年九月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十九号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十一条の三」に改める。

第二十三条の三第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第二十五条の二中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「次の各号に掲げる」を「当該各号に掲げる」に改め、同条第一号中「国税徴収法第八十二条若しくは第八十六条の規定の例による」を削り、「参加差押」を「参加差押え」に、「又は法第十三条の三」を「担保として徴した財産が強制換価手続により換価され交付を受けた現金、国税徴収法第二十二條第三項の規定の例により担保権者に代位実行することにより交付を受けた現金、法第十三条の三第二項」に改め、「通知により執行機関から交付を受けた現金」の下に「又は法第四十八条第三項の規定による徴収の引継ぎを受けた徴収金につい

て納付された現金」を加え、同条第二号中「徴収した保険金」を「支払を受けた保険金」に、「有価証券差押により徴収した現金」を「有価証券差押えにより取り立てた現金」に、「債権差押」を「債権差押え」に、「徴収した現金又は同法」を「取り立てた現金、同法」に、「無体財産権等の差押」を「無体財産権等の差押え」に、「第三債務者等から徴収した現金」を「第三債務者等から取り立てた現金、同法第七十三条の二第四項において準用する同法第六十七条の規定の例による振替社債等の差押えにより発行者から取り立てた現金又は同法第七十四条の規定の例により給付を受けた現金」に改め、同条第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三十条第一項第二号中「第三十二項」を「第三十四項」に改める。

第三十一条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 債権差押通知書(電子債権記録機関用) 第五十二号の二様式

第三十一条第十六号中「第五十二号の二様式」を「第五十二号の三様式」に改め、同条第二十一号中「第五十七号様式」を「第五十七号様式その一」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十一の二 差押通知書(振替社債等用) (発行者用) 第五十七号様式その二

二十一の三 差押通知書(振替社債等用) (振替機関等用) 第五十七号様式その三

第三十一条第五十五号中「公売公告兼見積価格公告」を「公売公告兼見積価額公告」に改め、同条第七十七号、第七十九号、第八十一号、第八十五号及び第八十八号中「電話局」を「電信電話株式会社」に改める。

第三十四条の二第一項中「第五十三條第三十三項」を「第五十三條第三十五項」に、「によつて」を「により」に改める。

第三十四条の五中「第五十三條第四十項」を「第五十三條第四十二項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(法人県民税の徴収猶予等の処分に係る通知)

第三十四条の六 所長は、法第五十五条の二第一項若しくは第五十五条の四第一項の規定による処分を決定し、又は法第五十五条の二第四項若しくは第五十五条の四第四項の規定により徴収猶予を取り消したときは、第七十三号の二の四様式による徴収猶予

(延長)許可(不許可)(取消)通知書により当該申請をした法人又は徴収猶予を受けている法人に通知しなければならない。

2 法人県民税の徴収猶予に係る法第十五条の三第三項による通知は、第七十三号の二の四様式によるものとする。

(法人県民税の徴収猶予に係る担保の解除又は処分)

第三十四条の七 所長は、前条第一項において徴収猶予した県民税が徴収猶予期間内に完納された場合、徴収猶予期間を経過した後に完納された場合その他担保の解除をする場合は、第十号の二様式により担保の設定者に通知しなければならない。この場合において、供託原因消滅証明書を交付するときは、第七十三号の二の五様式又は第七十三号の二の六様式によらなければならない。

2 所長は、法第十六条の五第一項の規定により担保財産を処分するため供託物の還付を請求するときは、第七十三号の二の七様式によるものとする。

第三十九条の二の三第一項中「条例第二十条の十八の四第一項若しくは第二項」を「法第七十二条の三十八の二第一項、第五項(同条第七項において準用する場合を含む)若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第一項若しくは第七十二条の三十九の四第一項」に改め、「若しくは第九項」の下に、「第七十二条の三十九の二第四項若しくは第七十二条の三十九の四第四項」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第四十一条の次に次の二条を加える。
(個人の事業税の徴収猶予等の処分に係る通知)

第四十一条の二 所長は、法第七十二条の五十七の二第一項の規定による処分を決定し、又は同条第四項の規定により徴収猶予を取り消したときは、第七十五号の二様式による徴収猶予(延長)許可(不許可)(取消)通知書により当該申請者又は徴収猶予を受けている者に通知しなければならない。

2 個人の事業税の徴収猶予に係る法第十五条の三第三項による通知は、第七十五号の二様式によるものとする。

(個人の事業税の徴収猶予に係る担保の解除又は処分)

第四十一条の三 所長は、前条第一項において徴収猶予した事業税が徴収猶予期間内に完納された場合、徴収猶予期間を経過した後に完納された場合その他担保の解除をする場合は、第十号の二様式により担保の設定者に通知しなければならない。この場合において、供託原因消滅証明書を交付するときは、第七十三号の二の五様式又は第七十三号の二の六様式によらなければならない。

2 所長は、法第十六条の五第一項の規定により担保財産を処分するため供託物の還付を請求するときは、第七十三号の二の七様式によるものとする。

第四十三条の三第一項中「第二十条の三十二第四項」を「第二十条の三十二第五項」に改め、同条第二項中「第二十条の三十二第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「第二十条の三十二第四項」を「第二十条の三十二第五項」に改め、同条第四項中「第二十条の三十二第四項」を「第二十条の三十二第五項」に改める。

第四十七条を次のとおり改める。

(改修工事対象住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額等の手続)

第四十七条 条例付則第八条の四第六項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、第八十二号様式による申告書を所長に提出しなければならない。

2 条例付則第八条の四第七項において準用する条例第二十条の三十三第二項の申告書は、第八十号の二様式によらなければならない。

3 第四十五条第二項の規定は、前項の申告書による申告に対する処分について準用する。

4 条例付則第八条の四第五項において準用する条例第二十条の三十五の規定により不動産取得税の還付を受けようとする者は、第八十二号様式による申請書を所長に提出しなければならない。

第四十七条の二を削る。

様式目次中

十の二 担保解除通知書

十條

を

十の二 担保解除通知書

十條
三十四條の
七

を

十の二 担保解除通知書

三十九條の
二の四
四十一條の
三

に、

五十二の二 担保権付債権差押通知書

三十一條

を

五十二の二 担保権付債権差押通知書

三十一條

を

五十二の
二 債権差押通知書（電子債権記録
機関用）
五十二の
三 担保権付債権差押通知書

三十一
条

に、

五十七
差押通知書

三十一
条

を

五十七
差押通知書（その一、その二、
その三）

三十一
条

に、

七十三の
二の四 法人県民税、法人事業税及び地
方法人特別税の徴収猶予（延長
）許可（不許可）（取消）通知
書
七十三の
二の五 供託原因消滅証明書（有価証券
用）

三十九
条の
二の三
三十九
条の
二の四

を

七十三の
二の七 証明書（供託物還付請求用）

三十九
条の
二の四

七十三の
二の四 法人県民税、法人事業税及び地
方法人特別税の徴収猶予（延長
）許可（不許可）（取消）通知
書
七十三の
二の五 供託原因消滅証明書（有価証券
用）
七十三の
二の六 供託原因消滅証明書（振替国債
用）

三十四
条の
六
三十九
条の
二の三
三十四
条の
七
三十四
条の
三
三十九
条の
二の四
三十九
条の
七
三十九
条の
二の四

に、

七十三の
二の六 証明書（供託物還付請求用）

四十一
条の
三
三十四
条の
七
三十九
条の
二の四
四十一
条の
三

七十五
個人事業税課税標準額分割通知
書（その一、その二）

四十一
条

を

七十五
個人事業税課税標準額分割通知
書（その一、その二）
七十五の
二 個人事業税の徴収猶予（延長）
許可（不許可）（取消）通知書

四十一
条
四十一
条の
二

に、

八十
住宅の用に供する土地の取得に
対する不動産取得税の予（延長
）許可（不許可）減額申告書
還付申告書
八十の二
住宅の用に供する土地等の取得
に対する不動産取得税の徴収猶
予申請書

二十
条の三十
三
四十六
条
二十
条の三十
五
四十六
条の
八
四十五
条
四十六
条の
二
二十
条の三十
三
四十六
条の
三
二十
条の三十
四
四十六
条の
四
二十
条の三十
五
四十六
条の
五
二十
条の三十
六
四十六
条の
五
二十
条の三十
七
四十六
条の
六
付則八
条の四

八十の二 の三	不動産取得税徴収猶予通知書	二十条の三十 四 二十条の三十 五の二 二十条の三十 五の三 二十条の三十 五の四 二十条の三十 五の五 二十条の三十 五の六 二十条の三十 五の七 付則八条の四 付則九条	四十六六条の 七 四十六六条の 十 四十六六条の 十一 四十六六条の 十二 四十六六条の 十三 四十六六条の 十四 四十六六条の 十五 四十六六条の 十六 四十六六条の 十七 四十六六条の 十八 四十六六条の 十九 四十六六条の 二十
------------	---------------	---	--

に

を

八十の二 の三	不動産取得税徴収猶予通知書	二十条の三十 四 二十条の三十 五の二 二十条の三十 五の三 二十条の三十 五の四 二十条の三十 五の五 二十条の三十 五の六 二十条の三十 五の七 付則八条の四	四十六六条の 三 四十六六条の 四 四十六六条の 五 四十六六条の 六 四十六六条の 七 四十六六条の 八 四十六六条の 九 四十六六条の 十 四十六六条の 十一 四十六六条の 十二 四十六六条の 十三 四十六六条の 十四 四十六六条の 十五 四十六六条の 十六 四十六六条の 十七 四十六六条の 十八 四十六六条の 十九 四十六六条の 二十
------------	---------------	---	--

に、

八十二	(削除)	五の三 二十条の三十 五の四 二十条の三十 五の五 二十条の三十 五の六 二十条の三十 五の七 付則八条の四 付則九条	三 四十六条の 四 四十六条の 五 四十六条の 六 四十六条の 七 四十六条の 十 四十六条の 十一 四十七条 四十七条 四十八条の 二
八十二	改修工事対象住宅の用に供する 土地の取得に対する不動産取得 税の 減額申告書 還付申請書	付則八条の四	四十七条
	に改める。		

第十号の二様式中「(第10条関係)」を「(第10条、第34条の7、第39条の2の4、第41条の3関係)」に改める。
 第二十二号様式その五を次のように改める。

第22号様式その5 (第15条関係)

受付印

年 月 日 福岡県知事 殿	申請者	所在地	
	[納 税 義 務 者]	(フリガナ) 法人名	印 (電話番号 - -)
法 人 県 民 税 均 等 割 額 減 免 申 請 書			
下記のとおり法人県民税を減免されるよう申請します。			
法人番号	均等割額算定期間	減免前の税額	
	年 月 日から 年 月 日まで	円	
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由			
法 人 の 区 分	1. 法人税法第2条第5号に規定する 公 共 法 人	(1) 福岡県が 全額又は一部出資	(2) 国又はその他の地方公共団体が 全額出資
	2. 公益社団法人・公益財団法人	収益事業について (□にレ点を記入)	
	3. 地方自治法第260条の2第1項に 基 づ く 認 可 地 縁 団 体	収益事業に該当しないことを税務署に □確認済み	
	4. 特 定 非 営 利 活 動 法 人		
還付を受けようとする 振込先口座	銀行 支店		口座番号 (普通・当座)
	フリガナ 口座名義人		
申請法人の総会等の関係で添付資料を後日提出される場合の提出予定日			年 月 日頃
摘要			
【添付書類】 ①決算書 (写し) ②定款・寄付行為 (写し) ③その他減免の事由を証明する書類			

記載要領

- (1) この申請書は、「県民税の均等割申告書」と併せて管轄の県税事務所に提出してください。
- (2) 「法人の区分」の欄は、該当する法人区分の番号に○印を付してください。また、法人区分が2、3、4に該当する場合で、税務署において法人の行う事業が収益事業に該当しないことを確認されている場合はその年月日を記入してください。
- (3) 事業報告書を作成されている場合は、決算書 (写し) と併せて事業報告書の写しを添付してください。
- (4) 算定期間に係る全ての決算書等を提出していただく必要があります。ただし、総会等の関係で、申請時に添付書類の一部が提出できない場合は、提出予定日を記入してください。
- (5) 公共法人が申請する場合は、出資額を証明するもの (写し) を添付してください。
- (6) 認可地縁団体が申請する場合は、認可地縁団体であることの証明書 (写し) を添付してください。

第三十六号の六様式及び第三十六号の七様式を次のように改める。

第36号の6様式 (第25条の2関係)

(第1紙)

1 公売保証金領収証					
売却区分の番号					
公売財産の示表					
公売保証金額	百	十	万	千	百 十 円
納付者 (入札者) 住所・氏名					
歳入歳出外現金 「保証金その他」				領収日付印	
(本人交付用)					

(第2紙)

2 公売保証金納付書					
売却区分の番号					
公売財産の示表					
公売保証金額	百	十	万	千	百 十 円
納付者 (入札者) 住所・氏名					
歳入歳出外現金 「保証金その他」				領収日付印	
(収税課保管用)					

(第3紙)

3 公売保証金領収証 (控)					
売却区分の番号					
公売財産の示表					
公売保証金額	百	十	万	千	百 十 円
納付者 (入札者) 住所・氏名					
歳入歳出外現金 「保証金その他」				領収日付印	
領収書 公売保証金として納付した上記の金額 円の払戻しを受けました。 年 月 日 福岡県 県税事務所出納員 殿 住所 入札者 氏名 ㊞					
(総務保管用)					

(用紙縦十八センチメートル・横八・五センチメートル)

備考 知事が地方税法第48条に基づき引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所出納員」を「福岡県総務部税務課出納員」に改めること。

第36号の7様式 (第25条の2関係)

(第1紙)

(第2紙)

(第3紙)

1 公売代金等領収証		2 公売代金等納付書		3 公売代金等領収証 (控)	
売却区分の番号		売却区分の番号		売却区分の番号	
公売財産の示表		公売財産の示表		公売財産の示表	
公売代金	百	公売代金	百	公売代金	百
	十		十		十
	万		万		万
	千		千		千
	百		百		百
	十		十		十
	円		円		円
合計		合計		合計	
納付者 (落札人・競落人) 住所・氏名					
領収日付印		領収日付印		領収日付印	
歳入歳出外現金 「保証金その他」		歳入歳出外現金 「保証金その他」		歳入歳出外現金 「保証金その他」	
(本人交付用)		(収税課保管用)		(総務保管用)	

(用紙) 縦十八センチメートル・横八・五センチメートル

第四十八号様式その四を次のように改める。

第48号様式その4 (第31条関係) (第三債務者等のある無体財産権等用)

差 押 調 書 (謄本) 第 号 年 月 日

福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員 印

下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

Table with 2 columns: 滞納者 (Taxpayer) and 住(居)所 (Residence). Sub-headers include 氏名 (Name).

Main table for tax arrears with columns: 年度 (Year), 税目 (Tax Item), 課税番号 (Tax No.), 年月分 (Month/Year), 納期限 (Due Date), 税額 (Tax Amount), ※延滞金額 (Late Payment Amount), 加算金額 (Surcharge Amount), 摘要 (Remarks).

Table for 差押財産 (Seized Property) with a large empty space for details.

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 第三債務者等がある無体財産権等（電話加入権を除く。）を国税徴収法第73条第1項又は同法第73条の2の規定の例により差し押さえる場合に使用すること。
なお、国税徴収法第73条の2の規定の例により振替社債等を差し押さえる場合は、「この調書を作ります。」の後に、「なお、この通知を受けた後は、下記財産の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請をすることができません。」を加えること。
- 2 国税徴収法第73条第5項の規定の例により差押財産の権利に関する証書を取り上げるときは、第53号様式の「取上調書」を作成するものであるが、この調書に所要事項を付記することにより、「取上調書」の作成に代えることができるものであること。
- 3 繰上徴収し滞納者の財産を差し押さえる場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押さえる場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押さえる場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押さえる場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押さえる場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押さえる場合又は滞納処分費のみについて差し押さえる場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十二号の二様式を次のように改める。

第52号の2様式（第31条関係）（電子債権記録機関用）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">債権差押通知書</p> <p style="margin: 0;">第 年 月 日 号</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(電子債権記録機関)</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">下記の滞納金額を徴収するため、下記の電子記録債権を差し押さえます。 この通知を受けた後に差押電子記録債権の電子記録をしてもその電子記録は無効です。</p>
--

滞納者	住(居)所	
	氏名	

滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要						
				調定事由	連番											
							円	法律による金額	円							
								円	法律による金額							
								法律による金額								
								法律による金額								
								法律による金額								
※滞納処分費（法律による金額）									円							
本書作成の日までに徴収すべき金額						百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

差押電子記録債権	債務者	住(居)所	氏名

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 国税徴収法第62条の2の規定の例により電子記録債権を差し押さえる場合に使用すること。
 2 第48号様式その2の「差押調書」及び第52号様式の「債権差押通知書」と併せて作成すること。
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第五十二号の二様式の次に次の一様式を加える。

第52号の3様式（第31条関係）

担保権付債権差押通知書	第 号
(担保権設定者)	年 月 日
福岡県 県税事務所長 印	
下記のとおり、滞納者の滞納金額を徴収するため担保権付債権を差し押さえましたので、国税徴収法第64条の規定の例により通知します。	

滞 納 者 (債 権 者)	住(居)所	
	氏名	

滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要						
				調定事由	連番											
							円	法律による金額	円							
								法律による金額								
								法律による金額								
								法律による金額								
								法律による金額								
※滞納処分費（法律による金額）								円								
本書作成の日までに徴収すべき金額						百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

差 押 債 権	債務者	住(居)所	氏名
	差押年月日	年 月 日	担保権の順位
履 行 期 限			

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考
- 1 この通知書は、国税徴収法第64条前段に規定する担保権付債権を差し押さえ、その担保権のある財産の所有者（第三債務者である場合を除く。）に対し、同条後段の規定により差し押さえた旨を通知する場合に使用すること。
 - 2 「差押債権」欄の「担保権の順位」欄には、差押債権の担保として設定した抵当権等の登記順位を記載すること。
 - 3 「履行期限」欄には、差し押さえた債権の地方団体に対する履行期限を記載するものであるが、その履行期限は差押債権の滞納者に対する履行期限と同様であること。この場合において、差し押さえた債権の履行期限がすでに経過しているときは、「即時」と記載すること。
 - 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第五十二号様式を次のように改める。

第53号様式（第31条関係）

取 上 調 書		第 号
		年 月 日
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員		印
<p>滞納処分上必要がありますので、下記書類を取り上げました。 国税徴収法施行令第28条第1項の規定の例により、この調書を作ります。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
滞納者	住（居）所	
	氏 名	
取 り 上 げ た 証 書	証 書 の 名 称 等	差 押 財 産
<p>取上調書謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">立会人 () 印</p>		
<p>取上調書謄本（処分を受けた者あて）を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 () 印</p>		

- 備考 1 国税徴収法第65条（同法第73条第5項において準用する場合を含む。）の規定の例により債権に関する証書等を取り上げた場合に使用すること。
ただし、国税徴収法施行令第28条第2項の規定の例により、上記の証書等の取上げに際し、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に取り上げた証書等の名称その他必要な事項を付記することにより取上調書の作成に代えることができること。
- 2 差押え前に証書等を取り上げた場合には、「取り上げた証書」欄の「差押財産」欄に記載することを要しないこと。
- 3 「取上調書謄本を受領しました」の文言のある欄の括弧内には、処分を受けた者と立会人の続柄又は関係を記載すること。
- 4 「取上調書謄本（処分を受けた者あて）を受領しました」の文言のある欄の括弧内には処分を受けた者と取上調書謄本を受領した者との続柄又は関係を記載すること。
- 5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十七号様式を次のように改める。

第57号様式その1 (第31条関係) (第三債務者等のある無体財産権等用)

差 押 通 知 書										第	号					
(第三債務者等)										年	月	日				
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員										印						
<p>下記の滞納金額を徴収するため、下記財産を差し押さえます。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>																
滞納者		住(居)所														
		氏名														
滞 納 金 額	年度	税目	課税番号	年 月 分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要						
				調定事由	連番							円	円			
								円								
								円								
								円								
								円								
								円								
※滞納処分費(法律による金額)										円						
本書作成の日までに徴収すべき金額						百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
差 押 財 産																

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考
- 1 国税徴収法第73条第1項の規定の例により第三債務者等がある無体財産権等（電話加入権を除く。）を差し押さえる場合に使用すること。
 - 2 第48号様式その4の「差押調書」と併せて作成すること。
 - 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第57号様式その2 (第31条関係) (振替社債等用) (発行者用)

差 押 通 知 書						第	号								
(発行者)						年	月 日								
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員						印									
<p>下記の滞納金額を徴収するため、下記の振替社債等を差し押さえます。 差押振替社債等について金銭の支払等をする場合には、当事務所に履行してください。 なお、この通知を受けた後は、滞納者に履行してもその履行は無効です。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>															
滞納者	住(居)所														
	氏名														
滞 納 金 額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要						
						円	法律による金額 円	円							
							法律による金額								
							法律による金額								
							法律による金額								
							法律による金額								
							法律による金額								
※滞納処分費(法律による金額)						円									
本書作成の日までに徴収すべき金額					百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
差押振替社債等															
差押振替社債等															
差押振替社債等															

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考
- 1 国税徴収法第73条の2の規定の例により振替社債等を差し押さえる場合に使用すること。
 - 2 第48号様式その4の「差押調書」及び第57号様式その3の「差押通知書」と併せて作成すること。
 - 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に、「当事務所」を「福岡県」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第57号様式その3 (第31条関係) (振替社債等用) (振替機関等用)

差 押 通 知 書	第 号
(振替機関等)	年 月 日
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員	
印	
下記の滞納金額を徴収するため、下記の振替社債等を差し押さえます。 この通知を受けた後に差押振替社債等の振替又は抹消をしてもその振替又は抹消は無効です。	

滞納者	住(居)所	
	氏名	

年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要							
			調定事由	連番												
						円	法律による金額	円								
							円									
							法律による金額									
							法律による金額									
							法律による金額									
※滞納処分費 (法律による金額)								円								
本書作成の日までに徴収すべき金額						百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

差押振替社債等	

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 国税徴収法第73条の2の規定の例により振替社債等を差し押さえる場合に使用すること。
 2 第48号様式その4の「差押調書」及び第57号様式その2の「差押通知書」と併せて作成すること。
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第六十一号の二様式を次のように改める。

第61号の2様式その1 (第31条関係) (一般用)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">捜 索 調 書</p>										<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>							
<p>福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">印</p> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;">下記の滞納金額につき滞納処分のため、下記のとおり検索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定の例により、この調書を作ります。</p>																	
滞納者	住(居)所																
	氏名																
滞 納 金 額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要								
						円	法律による金額 円	円									
								法律による金額									
								法律による金額									
								法律による金額									
								法律による金額									
		※滞納処分費(法律による金額)								円							
	本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
<p>検索した場所 又は 物</p>																	
<p>検索した日時</p>		年	月	日	午 前 後	時	分								から		
							午 前 後	時	分								まで
備考																	
<p>上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">立会人 () 印</p>																	
<p>検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">() 印</p>																	

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 国税徴収法第146条第1項の規定の例により検索した場合に使用すること。
 なお、検索の結果、差押えをして第48号様式その1の「差押調書」を作成した場合は、この調書の作成は必要ないこと。
- 2 「上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、検索を受けた者と立会人の続柄又は関係を記載すること。
- 3 「検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、検索を受けた者と検索調書謄本を受領した者との続柄又は関係を記載すること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第61号の2様式その2 (第31条関係) (占有・搬出等用)

捜 索 調 書		第 号
		年 月 日
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員 印		
滞納処分のため下記のとおり検索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定の例により、この調書を作ります。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
検索した場所 又 は 物		
検索した日時	年 月 日	午 前 後 時 分から 午 前 後 時 分まで
備 考	下記の財産を占有・搬出しました。	
上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。 立会人 () 印		
検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日 () 印		

- 備考 1 国税徴収法施行令第52条第1項ただし書の規定の例により同項各号に掲げる事項の記載を省略することができる場合に使用すること。
- 2 「上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、検索を受けた者と立会人の続柄又は関係を記載すること。
- 3 「検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、検索を受けた者と検索調書謄本を受領した者との続柄又は関係を記載すること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第六十一号の八様式から第六十一号の十様式までを次のように改める。

第61号の8様式（第31条関係）

下記事項を記入のうえ、この副本を御返送ください。

受領年月日 年 月 日
 順位 受領印

参加差押書（副本）						第 号								
(参加差押先の執行機関名)						年 月 日								
様														
福岡県 県税事務所長						印								
下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産について国税徴収法第86条第1項の規定の例により参加差押えをします。														
滞 納 者	住（居）所													
	氏 名													
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限 法定納期限等	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要					
						円	法律による金額 円	円						
							法律による金額							
							法律による金額							
							法律による金額							
							法律による金額							
							法律による金額							
※滞納処分費（法律による金額）						円								
本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
参 加 差 押 財 産														
	執行機関名						差押年月日			年 月 日				

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 国税徴収法第86条第1項の規定の例により参加差押えをする場合に使用すること。
 2 第61号の9様式の「参加差押調書」と併せて作成すること。
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の9様式 (第31条関係)

参加差押調書										第	号			
										年	月	日		
福岡県 県税事務所長										印				
<p>下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされているあなたの下記財産について、国税徴収法第86条第1項の規定の例により参加差押えをします。</p>														
滞 納 者	住(居)所													
	氏名													
滞 納 金 額	年度	税目	課税番号 督促年月日	年月分 調定事由 連番	納期限 法定納期限等	税額	※延滞金額	加算金額	摘要					
						円	法律による金額 円	円						
								法律による金額						
								法律による金額						
								法律による金額						
								法律による金額						
								法律による金額						
※滞納処分費(法律による金額)					円									
本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
参 加 差 押 財 産														
	執行機関名					差押年月日			年 月 日					
権 氏 権 利 名 利 者 及 の 等 び 種 類 の 類	()					()								
	()					()								
	()					()								

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 国税徴収法第86条第1項の規定の例により参加差押えをする場合に使用すること。
 2 繰上徴収し滞納者の財産について参加差押えをする場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産について参加差押えをする場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産について参加差押えをする場合、同法第16条の4第9項の規定により参加差押えをする場合又は滞納処分費のみについて参加差押えをする場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の10様式その1 (第31条関係) (滞納者用)

参加差押通知書							第	号						
(滞納者) 様							年	月	日					
福岡県 県税事務所長							印							
<p>下記の滞納金額が、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされているあなたの下記財産について、国税徴収法第86条第1項の規定の例により参加差押えをいたしましたので、同条第2項の規定の例により通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>														
滞納者	住(居)所													
	氏名													
滞納金額	年度	税目	課税番号 督促年月日	年月分 調定事由 連番	納期限 法定納期限等	税額	※延滞金額	加算金額	摘要					
						円	法律による金額 円	円						
							法律による金額							
							法律による金額							
							法律による金額							
							法律による金額							
							法律による金額							
※滞納処分費(法律による金額)									円					
本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
参加差押財産														
	執行機関名						差押年月日			年 月 日				

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考
- 1 国税徴収法第86条第2項の規定の例により通知する場合に使用すること。
 - 2 第61号の9様式の「参加差押調書」と併せて作成すること。
 - 3 繰上徴収し滞納者の財産について参加差押えをする場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産について参加差押えをする場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産について参加差押えをする場合、同法第16条の4第9項の規定により参加差押えをする場合又は滞納処分費のみについて参加差押えをする場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
 - 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号の10様式その2 (第31条関係) (権利者等用)

参加差押通知書							第	号						
(権利者等) 様							年	月	日					
福岡県 県税事務所長							印							
下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産について参加差押えをしましたので、国税徴収法第86条第4項の規定の例により通知します。														
滞納者	住(居)所													
	氏名													
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	※延滞金額	加算金額	摘要			
				調定事由	連番	法定納期限等		円	法律による金額	円				
									円					
※滞納処分費(法律による金額)								円						
本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
参加差押財産														
	執行機関名					差押年月日			年 月 日					
参加差押年月日				年 月 日										

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 国税徴収法第86条第4項において準用する同法第55条の規定の例により通知する場合に使用すること。
 2 第61号の9様式の「参加差押調書」と併せて作成すること。
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の二十一様式から第六十一号の二十一の三様式までを次のように改める。

第61号の21様式（第31条関係）

公 売 公 告						第 号		
						年 月 日		
福岡県 県税事務所長						印		
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条の規定の例により公告します。								
公売財産・公売保証金	公 売 財 産					公売保証金		
	売却区分の番号	名称	数量	性質	所在	地上権等の内容その他		
							十 万 千 百 十 円	
(注) 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は売却区分の番号ごとに別紙としてください。								
公 売 方 法								
公売日時	入札・せり売	年 月 日	午 前後	時 分	から ()	午 前後	時 分	まで
	開 札	年 月 日	午 前後	時 分				
公 売 場 所								
売 却 決 定	日 時	年 月 日	午 前後	時	場 所			
買 受 代 金 納 付 期 限	年 月 日 午 前後 時							
買受人についての資格その他の要件								
その他								
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。								
教示 1 この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。								
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。								

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※「入札心得書又はせり売心得書」は、当事務所に備え付けております。

- 備考 1 この公告は、動産及び有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成すること。
- 2 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記載すること。
- 3 公売する財産の数が多い等の場合には、「公売財産・公売保証金」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所も併せて記載すること。
- 4 「公売方法」の欄は、公売の方法の別により「期日入札」、「期間入札」、「期日せり売」又は「期間せり売」のいずれかを記載すること。
なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制によることとしたときは、その旨を併せて記載すること。
- 5 「公売日時」の「入札・せり売」の欄の括弧内には、せり売の場合での終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記載すること。
- 6 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項を併せて記載すること。
- 7 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号の21の2様式（第31条関係）

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告										第	号								
										年	月	日							
										福岡県	県税事務所長	印							
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条及び第99条の規定の例により公告します。																			
公売財産・公売保証金・見積価額	公 売 財 産						公売保証金			見 積 価 額 (最低公売価額)									
	売却区分 の 番 号	名 称	数 量	性 質	所 在	地上権等の 内容その他													
							十	万	千	百	十	円	百	十	万	千	百	十	円
(注) ① 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は売却区分の番号ごとに別紙と してください。 ② 見積価額に※印のあるものはその見積価額を記載した用紙を該当物件に貼り付 けています。																			
公 売 方 法																			
公 売 日 時	入札・せり売	年	月	日	午	前	後	時	分	から ()	前	後	時	分	まで				
	開 札	年	月	日	午	前	後	時	分										
公 売 場 所																			
売 却 決 定		日 時	年	月	日	午	前	後	時	場 所									
買受代金納付期限		年	月	日	午	前	後	時											
買受人についての 資格その他の要件																			
そ の 他																			
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、 留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりそ の内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意 しております。																			
教示 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内 又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求を することができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく 所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。																			
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することが できません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提 起することができます。																			

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※「入札心得書又はせり売心得書」は、当事務所に備え付けております。

- 備考
- 1 この公告は、動産及び有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成すること。
 - 2 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記載すること。
 - 3 公売する財産の数が多し等の場合には、「公売財産・公売保証金・見積価額」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所も併せて記載すること。
 - 4 「公売方法」の欄は、公売の方法の別により「期日入札」、「期間入札」、「期日せり売」又は「期間せり売」のいずれかを記載すること。
なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制によることとしたときは、その旨を併せて記載すること。
 - 5 「公売日時」の「入札・せり売」の欄の括弧内には、せり売の場合での終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記載すること。
 - 6 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項を併せて記載すること。
 - 7 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号の21の3様式（第31条関係）（インターネット公売用）

公売公告兼見積価額公告

第 号

年 月 日

福岡県 県税事務所長

印

下記により差押財産の公売をします。
 国税徴収法第95条及び第99条の規定の例により公告します。

公売財産・公売保証金・見積価額	公 売 財 産		公売保証金	見積価額 (最低公売価額)
	売却区分番号	【財産の表示】 ①公売財産の名称 ②数量 ③性質及び所在 など		

公 売 方 法 入 札 ・ せ り 売

公売参加申込期間 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで

入札・せり売期間 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで

公 売 場 所

最高価申込者決定	日時	年 月 日 時	場所
----------	----	---------	----

売却決定	日時	年 月 日 時	場所
------	----	---------	----

買受代金納付期限 年 月 日 時 分

買受人についての資格その他の要件

そ
の
他

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 備考 1 公売する財産の数が多い等の場合には、「公売財産・公売保証金・見積価額」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所も併せて記載すること。
- 2 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項を併せて記載すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の二十三様式を次のように改める。

第61号の23様式（第31条関係）

公売通知兼債権申立催告書		第	号
(利害関係人)		年	月 日
福岡県 県税事務所長		印	
<p>下記により差押財産の公売をします。この財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有している場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。</p> <p>国税徴収法第96条の規定の例により通知します。</p>			
(公売通知書に同じ。)			

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 国税徴収法第96条第1項の規定の例により、同項各号に掲げる者のうち知っている者に対して公売の通知をする場合で、同条第2項の規定の例により債権現在額申立書をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告を併せてする場合に使用すること。
- なお、債権現在額申立書をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告を併せてしない場合は、「公売通知兼債権申立催告書」を「公売通知書」に改め、「この財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有している場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。」を削り、「第96条」を「第96条第1項」に改めること。
- 2 交付要求（参加差押えを含む。）をしている者に通知する場合は、「公売財産」欄を必要に応じて簡記し、たとえば名称その他については、「何年何月何日、差押えに係る三方桐三重筆筭1棹ほか家財道具何点」とし、公売保証金及び見積価額の記載を省略しても差し支えないこと。
- なお、「公売財産」欄は、質権者、交付要求をした者等の利害関係人にそれぞれ関係のある財産についてだけ記載すれば足りるものであること。
- 3 第61号の35様式その1からその3までの「債権現在額申立書」を同封すること。
- 4 国税徴収法第96条を準用する第109条第4項の規定の例により差押財産を随意契約により売却する場合は、この様式を適宜補正して使用すること。
- 5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第六十一号の七十七様式を次のように改める。

第61号の77様式 (第31条関係)

充 当 通 知 書	第 号
(滞納者)	年 月 日
様	
福岡県	県税事務所長 印
下記のとおり 充当しましたので通知します。	

受け入れた金額	
---------	--

年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	延滞金額	加算金額	摘要
			調定事由	連番					
充 当 の 内 訳						円	円	円	
滞納処分費						円			

年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	延滞金額	加算金額	摘要
			調定事由	連番					
充 当 後 の 滞 納 額						円	法律による金額 円	円	
							法律による金額		
							法律による金額		
							法律による金額		
							法律による金額		
滞納処分費						円			

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

摘 要	
-----	--

- 備考
- 1 国税徴収法第129条第2項の規定の例により差し押さえた金銭等を県税又は知事が引継ぎを受けている徴収金に充当した場合において、その旨を滞納者に通知する場合に使用すること。
 - 2 知事が地方税法第48条の規定に基づく引継ぎを受けている徴収金について充当する場合は、「充当の内訳」及び「充当後の滞納額」の欄の必要な事項について所要の調整を加えること。
 - 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十三号の二様式を次のように改める。

第63号の2様式（第33条の2関係）

控除対象寄附金（指定・不指定）通知書

第 号
年 月 日

申請者

所在地

名称及び

代表者の氏名

様

印

福岡県知事

年 月 日付けで申請のあった寄附金については、福岡県税条例第 条の の規定による寄附金として下記のとおり指定したので、福岡県税条例施行規則第33条の2の規定により通知します。

記

1 指定の可否

（ 指定 ・ 不指定 ） 指定番号_____

2 控除対象寄附金の適用

年 月 日以降に支出する寄附金から適用

3 指定しない理由

※ 指定を受けた者の名称、所在地等に変更があった場合は、福岡県税条例施行規則に定める様式により、速やかに届出を行ってください。

また、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金に該当しなくなった場合も、福岡県税条例施行規則に定める様式により、速やかに届出を行ってください。

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 また、上記1の審査請求をした場合には、上記2にかかわらず、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求及び上記2の処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、上記3の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第六十三号の四様式を次のように改める。

第 63 号の 4 様式 (第 33 条の 3 関係)

控除対象寄附金指定取消通知書

第 号
年 月 日

所 在 地

名 称 及 び
代表者の氏名 様

印
福岡県知事

年 月 日付け 第 号で福岡県税条例第 条 の規定による寄附金として指定した寄附金については、下記のとおりその指定を取り消したので、福岡県税条例施行規則第 33 条の 3 の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 _____
- 2 指定を取り消した理由

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 また、上記 1 の審査請求をした場合には、上記 2 にかかわらず、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求及び上記 2 の処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、上記 3 の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

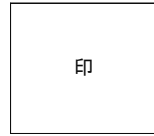
第六十四号の三様式中「第 4 条の 3 の 2」を「第 4 条の 3 の 2 第 1 項」じ、「第 53 条第 33 項」を「第 53 条第 35 項」に改める。
第七十一号様式を次のように改める。

第71号様式(第37条関係)

第 月 号
年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

市
町長
村



年度 個人の県民税に係る徴収取扱費計算書

(分) (月から 月までの分)

区 分	基 数	徴 収 取 扱 費 額		
普通徴収に係る納税通知書の数	件 ①			
特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数	件 ②			
地方税法第328条の9の分離課税に係る更正又は決定通知書の数	件 ③			
①+②+③	(A) 件	④=(A)×60円 円		
個人の県民税に係る徴収金で指定金融機関に払込済みの金額	(B) 円	⑤=(B)×7% 円		
個人の県民税に係る徴収金を地方税法第17条又は第17条の2の規定により還付又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額	(C) 円	⑥=(C)の計 円		
地方税法第17条の4の規定により還付した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	(D) 円	⑦=(D)の計 円		
地方税法第321条第2項の規定により交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	(E) 円	⑧=(E)の計 円		
賦課決定された納税義務者数	(F) 人	⑨=(F)×3,000円 円		
今回報告以前に年度を超えて税額が0円に変更された納税義務者数(過年度交付済額)	(G) 人	⑩=(G)×3,000円 円		
差引納税義務者数⑨-⑩	人	⑪=⑨-⑩ 円		
地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額を同法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定により還付し、又は充当した場合における当該控除されなかった金額に相当する金額	(H) 円	⑫=(H) 円		
合計④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑪+⑫		円		
上記(A)~(H)の内訳((G)を除く)	報告次の払込按分率	%		
	平成19年度按分率	%		
	指 報告次の払込按分率(退職分離課税以外のうち、平成29年度以前課税分に係る按分率)	%		
	定 報告次の払込按分率(退職分離課税以外のうち、平成30年度以後課税分に係る按分率)	%		
都 報告次の払込按分率(退職分離課税に係る按分率)	%			
市	%			
区 分	月 分	月 分	月 分	計
納税通知書の数及び県民税の払込済みの額	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(A) 件 (B) 円
過 誤 納 金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(C) 件 (D) 円
還付加算金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(E) 件 (F) 円
前納報奨金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(G) 件 (H) 円
納税義務者数	人	人	人	(I) 人
還付充当した額	円	円	円	(J) 円

注 1 (A)(B)欄は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定されたものに限る。)に係る徴収取扱費について適用されるものであること。

2 徴収取扱費額の円未満は、切り捨てること。

3 (C)欄の過誤納金及び(D)欄の還付加算金とは、市町村が予算を通じて支出した金額に限られるものであること。

4 (C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は、実際に還付・充当又は支出した県民税相当額、県民税相当額に係る還付加算金額及び県民税相当額に係る報奨金額とする。

当該金額について、県民税相当額を把握できない場合は、実際に還付・充当又は支出した額に下記の按分率を用いて算出した額(円未満端数切捨)とし、算式(還付・充当又は支出した金額×按分率)を含めて記載する。

第1次分 確定按分率

第2～第4次分 特定按分率

なお、地方自治法第252条の19第1項の市(指定都市)については、平成30年度以後は下記の按分率を用いること。

また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は複数行に分けて記載し、⑥欄、⑦欄及び⑧欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

第1次分(退職分離課税以外のうち、平成29年度以前課税分) 平成29年度確定按分率

第1次分(退職分離課税以外のうち、平成30年度以後課税分) 退職分離課税以外に係る前年度確定按分率

第1次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度確定按分率

第2～第4次分(退職分離課税以外のうち、平成29年度以前課税分) 平成29年度確定按分率

第2～第4次分(退職分離課税以外のうち、平成30年度以後課税分) 当該年度特定按分率

第2～第4次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度確定按分率

5 (F)欄の「賦課決定された納税義務者数」は、次により計上すること。

第2次分 当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数÷4=a

第3次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-a)÷3=b

第4次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-(a+b))÷2=c

第1次分 当該年度の賦課額変更報告書-(a+b+c)

第2～第4次分は、賦課額決定報告書に基づく概算の計算書であり、第1次分で賦課額変更報告書に基づいて精算を行う。

各次分において、上記計算式により算出された納税義務者数に1未満の端数が生じたときは、1未満の数値を切り上げる。

6 ⑩欄は、第1次分でのみ使用すること。(G)欄の基数に乗じる金額は、既交付時の単価によること。

7 内訳欄のかつこ内は、それぞれの件数を記載すること。

8 納税義務者数の内訳欄は、調定収入状況等報告書の実員数を計上し、(F)欄記載の際、上記注5の計算を行うこと。

9 複写とし、上紙は市町村が保管し、下紙は県税事務所に提出すること。

第七十三号の二の四様式を次のように改める。

第73号の2の4様式（第34条の6、第39条の2の3関係）

管理番号

法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予（延長）許可（不許可）（取消）通知書

所在地

法人名

代表者名

殿

第 年 月 日

印

福岡県

県税事務所長

年 月 日申請のあった徴収猶予（延長）について許可した（許可できない・取り消した）ので通知します。

なお、地方税法第15条の3、第55条の2第4項、第55条の4第4項、第72条の38の2第8項若しくは第9項、第72条の39の2第4項又は第72条の39の4第4項に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。その時は速やかに納付してください。

事業年度又は 連結事業年度	納期限	申告区分	法人県民税	事業税・地方法人特別税		
			法人税割額	所得割額又は 地方法人特別税	付加価値割額	加算金額
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
徴する担保						
不許可（取消）理由						

(裏)

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第七十三号の二の五様式から第七十三号の二の七様式までの様式中「第39条の2の4」を「第34条の7、第39条の2の4、第41条の3」に改め、「平成」を削る。
第七十三号の六様式記載要領4中「9号」を「10号」に改める。
第七十五号様式の次に次の一様式を加える。

第75号の2様式（第41条の2関係）

個人事業税の徴収猶予（延長）許可（不許可）（取消）通知書		
主たる事務所 又は 事業所所在地		
氏名		
		第 年 月 日 印 福岡県 県税事務所長
<p>年 月 日申請のあった徴収猶予（延長）について許可した（許可できない・取り消した）ので通知します。</p> <p>なお、地方税法第15条の3又は第72条の57の2第4項に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。その時は速やかに納付してください。</p>		
年 度	納 期 限	事 業 税 額
		円
		円
		円
		円
徴 する 担 保		
不 許 可 （ 取 消 ） 理 由		

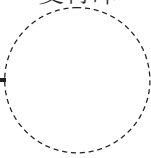
(裏)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第八十号の二様式及び第八十号の二の二様式を次のように改める。

第80号の2様式 (第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の10、第46条の11、第47条関係)

受付印 	課 税 番 号		課税年度
福岡県年.....月.....日県税事務所長殿	住 所		
	フリガナ	印	
	氏 名 (名 称)		
		電 話	— —
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		

住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書

福岡県税条例第20条の33

- 第20条の35の2
- 第20条の35の3
- 第20条の35の4
- 第20条の35の5
- 第20条の35の6
- 第20条の35の7
- 付則第8条の4第2項
- 付則第8条の4第5項
- 付則第8条の4第7項

()


住宅の用に供する土地

- 耐震基準不適合既存住宅
- 被収用不動産の代替不動産
- 譲渡担保財産
- 再開発会社
- 農地利用集積円滑化団体等の農地
- 土地改良区の換地
- 心身障害者を多数雇用する事業所の施設
- 改修工事対象住宅
- 改修工事対象住宅の用に供する土地

の規定により、

()

の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書を提出します。

取得(代替)不動産の	所在地			
	地 目		構 造	
	用 途		取得年月日	年 月 日
住宅を取得する 耐震改修する 収用される 譲渡する 農地として使用する 事業の用に供する 改修工事する	予定年月日 (期 間)	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	徴収猶予金額 円
				計算式
調査年月日	年 月 日	調査年月日 調 査 員	年 月 日	印 

第80号の2の2様式（第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の10、第46条の11、第47条関係）

住宅の用に供する土地
耐震基準不適合既存住宅
被収用不動産の代替不動産
譲渡担保財産
再開発会社
農地利用集積円滑化団体等の農地
土地改良区の換地
心身障害者を多数雇用する事業所の施設
改修工事対象住宅
改修工事対象住宅の用に供する土地
()

の取得に対する不動産取得
税の徴収猶予（取消）通知
書

納税者	住所		課税番号	
	氏名		課税年度	
取得不動産	所在地		徴収猶予 通知年月日	年 月 日
	種類、用途 取年月日	年 月 日	税額	円
			徴収猶予額	円
			納付すべき額	円
			徴収猶予 取消額	円
住宅を取得する 耐震改修する 収用される 譲渡する 農地として使用 する 事業の用に供す る 改修工事する	予定日 予年月日 期間	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)	徴収猶予 期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日				
様 福岡県 県税事務所長				
印				
<p>年 月 日申請のあった（付けで許可していた）徴収猶予について、許可した（許可できない・取り消した）ので、通知します。</p> <p>なお、福岡県税条例第20条の34に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。そのときは、速やかに納付してください。</p>				
<p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				
不許可（取消）理由 該当条項				

第八十号の二の三様式中「第46条の10」を「第46条の10、第46条の11、第47条」に改める。
第八十二号様式を次のように改める。

第82号様式 (第47条関係)

注 備考 太ワクの中だけを記入してください。この様式は、再賦課決議をする場合にも使用すること。

受付印	起案	係員	係長	課長	課税番号	課税年度
	決裁					
福岡県		住所		印		
_____年____月____日		フリガナ				
_____ 県税事務所長殿		氏名 (名称)		電話 — —		
		個人番号又は法人番号(右詰で記載)				

改修工事対象住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額申告書 還付申請書

福岡県税条例付則第8条の4 第6項 第7項の規定により不動産取得税の減額申告 還付申請 をします。

改修工事対象住宅用土地	所在地及び地番			
	地目及び地積	m ²	取得年月日	年 月 日
	不動産取得税額	円	減額還付の区分	減額還付 (年 月 日)
改修工事対象住宅	新築年月日	年 月 日	譲渡年月日	年 月 日
	取得年月日	年 月 日	延床面積	m ²
区分	当初の賦課決定額	今回の賦課決定額		差引増減額
評価額				
控除額				
課税標準額				
税額		①		
(②の額の計算)		②		条例付則第8条の4による減額
_____ × _____ × 2 × $\frac{4}{100}$ × $\frac{3}{4}$ =				
控除税額		③		
差引税額				
(事務処理事項)				
登記済証受付年月日及び番号	所有権保存登記	年 月 日受付	確認年月日	年 月 日 印
	建物表示登記	第 _____ 号	確認者	_____ 印
入力	調定異動・宛名マスタ	年 月 日		_____ 印

第八十四号の二様式中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第三百三十四号様式中

世	<input type="checkbox"/> 撤する
定	<input type="checkbox"/> 撤しない

を

世	<input type="checkbox"/> 撤する
定	<input type="checkbox"/> 撤しない

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八十四号の二様式の改正規定は、平成三十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県職員住宅貸付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年九月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十号

福岡県職員住宅貸付規則の一部を改正する規則

福岡県職員住宅貸付規則（昭和三十九年福岡県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号の表中「那珂川町」を「那珂川市」に、「前原市」を「糸島市」に、「篠栗町、福岡町」を「福津市、篠栗町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、「那珂川町」を「那珂川市」に改める部分は、平成三十年十月一日から施行する。